

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(女川原子力発電所第2号機の設計及び工事計画変更認可申請(残留熱除去設備主要弁の弁体取替工事等))【6】」

2. 日時：令和5年6月5日(月) 14時15分～16時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官、畠山安全審査官、伊藤安全審査官

東北電力株式会社：

女川原子力発電所 保全部長 他14名(うち9名はTV会議システムによる出席)

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

6. その他

以下のホームページ掲載済みの資料(令和5年6月2日提出資料)を使用

- ・資料1-1 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事の計画の変更認可申請 審査資料一覧
- ・資料1-2 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画変更認可申請の概要
- ・資料2 補足-100-6-1 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について
- ・資料3 補足-100-6-2 原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について
- ・資料4 補足-100-6-3 非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について
- ・資料5 補足-100-6-4 原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について
- ・資料6 補足-100-6-5 外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の要目表記載変更について
- ・資料18 VI-2-5-4 残留熱除去設備の耐震性についての計算書
- ・資料23 VI-3-3-3-3 残留熱除去設備の強度計算書
- ・資料25 VI-3-3-6 原子炉格納施設の強度に関する説明書
- ・資料29 8.3 圧力設備その他の安全設備
- ・資料30 女川2号設工認 指摘事項に対する回答整理表
- ・資料31 設計及び工事計画変更認可申請書 申請範囲及び目録

- ・資料 3 5 設計及び工事計画変更認可申請書 V 変更の理由
- ・資料 3 6 設計及び工事計画変更認可申請書 参考資料
- ・資料 4 2 II 7.4 原子炉格納施設の基本設計方針, 適用基準及び適用規格

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	季節をイトウです。それではこれから女川へん人のヒアリングを開始したいと思います。
0:00:08	資料としては、先週 6 月 2 日の資料を基本的にはそのまま使うようなイメージで、
0:00:17	当質問から入りたいかなと思いますけれども、東京電力側もよろしいですか。はい。
0:00:24	はい。
0:00:26	それじゃまず、基本的には私の方から進めていきたいと思います。
0:00:32	まずですね、
0:00:40	全体的なところなんです、
0:00:43	許可整合性の説明書の関係ですね。
0:00:50	例えば、資料 2 の、
0:00:55	13 ページ。
0:01:02	13 ページ、ドッカーとの整合性に関する説明書、添付の可否は 0 になっていますと。
0:01:10	ここで理由欄の中身で、令和 2 年 2 月 26 日付、
0:01:17	A 云々で許可された新設と成功図を確認する必要があると。
0:01:23	これはおそらく食う、新規制工認当時の最新の許可だというふうに理解してます。
0:01:33	で、その新規制工認の後、今回へん人が出る前に、有毒ガスの許可が、
0:01:41	あったかと思うんです。あれ、これって金曜日聞きましたっけ。ごめんなさい。聞きましたけど、ごめんなさい。あ、ごめんなさい思い出しました。これも聞いてましたね。じゃ、終わりにしますごめんなさい。
0:01:56	すいませんじゃちょっと個別の方に行きます。
0:02:00	資料 2、同じ資料にて、
0:02:03	少し条文整理のところもう 1 個聞きたいことがあったので聞かせてください。
0:02:12	資料 2 の 8 ページですね。
0:02:21	ここは 14 条で安全設備が 0 になっていますと。
0:02:29	いうところで、
0:02:32	ここの、
0:02:33	丸野理由欄を見ると、14 条の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:40	第2項のことが書いてあるように見えるんですけども、第1項はこれは対象。
0:02:48	条文になっていないんでしょうか。その説明をお願いします。
0:03:09	東北電力豊島ですけども1点確認させてください前か金曜日の段階で15条が2行だけかというご指摘いただきました。
0:03:21	あと十四条についても何行で整理しているのかというようなご指摘いただいて、
0:03:27	ですけども、それとはまた別にと、
0:03:30	ご質問ということよろしいでしょうか。
0:03:34	すいませんそういう意味では金曜日にお尋ねしてるところの一部かもしれませぬけれども、はっきりこのRHRで質問したかが、記憶になくて
0:03:46	よろしければ今答えられれば、お願いします。はい。
0:03:58	東北電力豊島ですけども、分室さん、答えられますか。
0:04:09	東北電力長谷川です。
0:04:13	これ、先ほど弊社トヨシマの方から発言された通りで代表なんですけども、今回、確かに、例えばこのRHRの資料に、ここにお示している、
0:04:27	各条文の適合性の確認の要否のところ、そこで、例えば、前回、15条だと、保守、保守点検性のところだけ書いてあったんですけども、
0:04:38	そこについては、全体、もらい、
0:04:44	狭い。
0:04:50	規制庁伊藤です。少し今音声が入切れているので、
0:04:57	藤堂社長からゆっくりしゃべってもらった方がいいかもしれないです。
0:05:01	はい。東北電力の長谷川ですけども、音声いかがでしょうか。はい今は聞こえております。
0:05:10	はい。
0:05:11	はい。衛藤昆今野十四条の条文のその下の加来向後、その適合性の確認要否、そこについての精緻な、一つ一つの要求に対する
0:05:27	今回の適合性の良い確認については、すべて網羅的に今記載している状況ではないので、先日受けました15条のご指摘と同様にですね、ここについては再度、はい。整理して説明することに、
0:05:43	したいと思います。他の工事案件についても同様と考えてます。以上です。
0:05:52	アクセスをイトウです。そうすると今は整理中で回答できる状態ではないということですかね。じゃあ、
0:06:04	わかりました。ちなみに条文の整理はいつごろまでにできそうですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:12	なるべく、次回、ヒアリングで、まとめて、15 条のときの質問に出たと同様に、回答をいたします。
0:06:24	はい、系統イトウですわかりました。
0:06:28	その関係でいうと、17 条 15 条もそうなんですけれども、44 条あたりもですね。
0:06:35	どこが一ん、関連しているところなのかなっていうと、ものを説明してもらいたいなと思っているので、そこも、
0:06:45	合わせて整理をお願いします。
0:06:51	東北電力の長谷川です。了解しました。なお、さっきのRHRの件で言えば安全設備に該当するんで、先ほど、
0:07:02	須藤さんの方で、事実確認があった第 1 項、そこについては、もちろん
0:07:11	単一故障関係の要求としてはありますが、そこについては、系統、要は単一故障を想定しなきゃいけないような、
0:07:22	そういうようなラインナップに変更するものではないので、影響はないということで考えています。はい。
0:07:32	はい。規制庁伊藤ですわかりました。
0:07:36	へえ。
0:07:39	なのでちょっとこの場でどこまで聞いていいのかわからないんですけど 14 条が、確か逆止弁ファンネル以外は全部、
0:07:50	0 になっているんですけども、
0:07:56	エクシブファンネル以外のよつつう、
0:08:00	があるんですが、これ全部安全設備技術基準規則上の安全設備に該当しているんですけど、そうじゃないものがあれば教えてもらいたいです。今、回答できますか。
0:08:25	東北電力の長谷川です。すいませんちょっと記憶の中での回答になってはするかもしれないんですけども、14 条については安全設備に関わる要求事項ですので、
0:08:38	はい。安全設備に該当するものということで考え、考えていますが、
0:08:44	第 2 項、
0:08:46	ですね。
0:08:47	そこについては、中度分類の審査自身、
0:08:53	規定される安全機能を有する機器とか、そういうものについてすべて適用されるものと考えております。以上です。
0:09:02	はい。規制庁伊藤ですまさにその指針の方に該当しているのはどれかなっていうところが、今、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:11	お聞きしたかったところなんですけれどもそれって、この
0:09:19	ファンネル以外の四つのうち、これですっていうのは今言えますか。
0:09:38	東北電力渡部です。内野はお節といておりますでしょうか。
0:09:43	はい季節をイトウレスズキ超えてます。
0:09:47	衛藤今野。ただいまのご質問は、10条の第2項にということかと思えますが、原子炉冷却材浄化系に関して言えば
0:09:59	この第2項のお話にお話に該当するものとして抽出されているところがあります。
0:10:19	以上ですかねとするとSGTSとか原子炉格納容器調気系は、
0:10:26	技術基準規則上の安全設備の定義に入ってるっていうそういう整理になってますか。
0:10:57	東北電力の岡田です。
0:11:00	原子炉格納容器調気系については、今回申請範囲については原子炉格納容器の番台に含まれる範囲として、
0:11:11	格納容器に含まれる部分としてですね安全設備と考えてございます。それから非常用ガス処理系については、
0:11:21	工学的安全施設として、安全設備に含まれるものと考えてございます。
0:11:28	説明以上です。
0:11:32	はい、規制庁伊藤ですありがとうございます。一応条文上で確認をしたいんですけれども、技術基準規則の
0:11:41	第2、
0:11:42	第2条第2項、9号でいうと、
0:11:48	今おっしゃった、原子炉、
0:11:52	格納容器長期系は、
0:11:56	イロハニの2に該当して、
0:12:00	SGTSの方は、色、ハに該当するとそういうことでよろしいですか。
0:12:10	東北電力の岡田です。そのように認識してございます。以上です。
0:12:16	はいわかりました。とりあえず承知しました。
0:12:25	RH感ある関係で、規制庁側から他にありますか。
0:12:30	原子炉規制庁の武山です。あれJ-Rというのはちょっと、
0:12:34	先週コメントした内容の回答方針だけ確認しておきたいんですけども。
0:12:42	この14条14、5条のどこに該当するのかっていう整理の、その回答のイメージとして、
0:12:50	どのように回答イメージされてるのかだけ確認をしたいんですけども、この健全性でいうと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:56	例えばそのDBの範囲でいうと、十条 15 条だけに限らず、例えば 38 条の、
0:13:06	原子炉施設、制御室等、
0:13:10	そして、
0:13:14	中央制御室から誤操作することなく、
0:13:19	運転操作することができるよう季節しなければならないという要求を含めて、
0:13:24	見ているものだと思っていて、
0:13:27	その整理について、御社が新基準のときには、
0:13:32	まとめ資料、
0:13:34	その各設備、
0:13:38	新基準でおけば、
0:13:40	SAはすべての設備で、DBにおいては、改造した範囲。
0:13:46	に申請する範囲が、申請する範囲において、
0:13:50	その各
0:13:52	条項の単位で、どういった
0:13:56	考慮事項というふうな一覧表を作ったと思うんですけど、そのイメージで回答されるのか、もっと簡略化するのか、何かどういうイメージされてますかね。サイトウの方針を、
0:14:07	見ていただければと。
0:14:12	藤グループニイヌマです。東北電力の長谷川です。
0:14:16	音声大丈夫ですか。
0:14:18	はい、聞こえています。
0:14:21	はい。
0:14:21	ちょっと今このように、回答文書を考えますっていうのを具体的にちょっと
0:14:28	言えなくて申し訳ないんですけども、基本的に再稼働の新規制基準適合性の設工認の際には、少なくとも、
0:14:38	技術基準上を追加、あと変更された要求については、既設のDBも含めてすべてクフィット終わっている。
0:14:49	イコール、今回システムとして変えるものがなければ、そこはもう一度適合性は確認しているという状態になってるので、少なからず、そこに今回の改造する内容がですね、
0:15:03	抵触するのかわからないのか、する場合は、その場合は、今回の改造によって、その要求についてどうなんだと、というようなところを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:14	潰すような感じでお示しすることになると思っています。ちょっと具体的には、それぞれこの技術基準の各条向後
0:15:25	のその要求事項に対して、基本設計方針として、すべてこのような設計にしますというようなことで、約束してますのでその紐付けをどう示しすることになるのかなということで、
0:15:39	現在、考えています。以上です。
0:15:48	答弁 9 ニイヌマです。
0:15:51	その資料作成のイメージとしましては、今、条文整理してるこの承認、今は、我々としては、明らかに適用除外者と、
0:16:02	これは多分、大体この項目が除外できるだろうっていう項目を、あまりちゃんと根拠を示せて示してはじめてるところがあるので、その充実を少し今図ろうということで、
0:16:14	考えております。
0:16:18	原子炉規制庁島山です。この、今、従前から、
0:16:22	いただいているこの表を充実化するイメージであって、何か新たな火をつけるイメージではないっていう回答で受けとめました。で、こちらからちょっと私が申し上げたかったのは、
0:16:33	その定義の中で 38 条の部分も、適切に修正いただければということをやっとまず申し上げたかったところです。その上で、
0:16:46	現段階ではその新基準のときと同じような表を求めるかっていうと、
0:16:55	今この段階ではちょっと申し上げないでおきますね。
0:17:01	実際今、イトウの方からもコメントは、にましたし、僕自身私自身がちょっとまだ内容を確認できてませんのでこの内容を確認するにあたって必要な情報。
0:17:14	があって、明確に資料として残しておきたいということがあれば今後、
0:17:19	そのような表、新基準と同じような表を作成することを求める場合があります。のことだけお伝えさせていただきます。現段階は結構です。
0:17:28	特に 9 ニイヌマでしようしました。
0:17:34	東北電力の長谷川ですけどもちょっと、
0:17:37	一つ確認し、
0:17:38	でもよろしいでしょうか。
0:17:41	はい。お願いします。
0:17:43	はい。今ほどの例に挙げた 38 条の中央制御室機能の話ですけども、これも中央制御室の機能というのを、もし改造とかする場合は、もちろん確認。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:59	行為は必要かとは思いますが、これもどちらかというと、火災防護であつたり自然現象であつたり、その主語の話の違いなんですけども、やはり、
0:18:11	例えば今回、RHRの弁を改造しますと言った場合に、そこに対する、この主要制御室機能、それ以外にも例えば計測装置とかの条文も、
0:18:24	絡んでくると思うんですけどもそのような、関連する、
0:18:28	それを受けての別の要求、そういうところもお示し、
0:18:33	する必要があるので、今理解したんですけどもそういうことですか。
0:18:42	原子炉規制庁島山です。
0:18:45	ちょっと示し方に関してはちょっと私自身も、
0:18:50	今お話いただいた内容ちょっと飲み込めてなかったのも、
0:18:54	そうですね、そうでないですともなかなか言いづらいなというところがあります。
0:19:00	というのは、そこまでちょっとまだ内容が9、
0:19:03	確認ができてないので、申し訳ないんですけども、そこまであまりコメントができてないという
0:19:07	ところです。
0:19:09	発端の趣旨は、38条2項にそもそもこれが該当するのかわからないのかというのがよくわからないなというところで、私だと思っていたので、ふわつとした質問を、
0:19:20	したというのが、オープンです。で、具体的にこうなさいっていうものをいえるほど、私もまだ見切れていないので、ちょっとこれ以上申し上げられなかったというところです。
0:19:31	以上です。
0:19:33	東北電力長谷川です。はい。わかりました。まず、何か。
0:19:38	説明できるようなロジックを、はい。考えてみたいと思います。以上です。
0:19:47	はい季節をイトウです。ひとまずですかね。はい。
0:19:51	すいませんちょっと次2、CuWの資料3の方に行かせてください。
0:20:01	等、
0:20:02	ここではですね。
0:20:07	すいません以前のヒアリングで聞いたような気もするんですがもう一度聞かせてください。
0:20:14	資料3の46ページで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:17	設定根拠の説明書、
0:20:22	当区間が追加になっている理由って何でしたっけ、すみません、お願いします。
0:20:32	はい。東北電力の角峰岸です。
0:20:36	こちらの 46 ページに記載がございますが、
0:20:41	こちらですね、今回エルボを追加した部位としましては、G31 のF-002 から高圧代替注水系の合流点。
0:20:54	それからもう一つの部位としましては、高圧代替注水系の合流点からクリーンナップの交流、
0:21:01	いう場所がございます。
0:21:03	こちらのうちですね、この 46 ページの備考欄にきた記載してます通りですね、
0:21:10	F-002 という面から、高圧代替注水系の交流点まで、
0:21:17	についてですね、変更前にですね、こちらの仕様を示す設定時、根拠、こちらが含まれていなかったことからです。
0:21:29	今回、
0:21:30	要目表の変更後にですね、
0:21:35	エルボが追記された。
0:21:38	記載の変更を行ったといったところから、今回、ホームページを追加するものになります。
0:21:46	なお、補足しますが、高圧代替注水系合流点から、クリーンナップの合流点までにつきましては、
0:21:54	当初から、当初といいますのは、
0:22:00	12 月の許認可の時からですね、設定根拠の方は記載されておりましたので、追記がないといったようなことになってございます。
0:22:12	説明は以上になります。
0:22:18	衛藤規制庁イトウで少し思い出しました衛藤。
0:22:21	もともと新規制の時は変更後欄が全部変更なしだったからついてなかったんですかね。それで今回は、エルボがないものからあるっていうふうに、
0:22:34	そういうそういう変更前後表になっているからつけているってことでしたっけ。
0:22:39	はい。東北電力の峰岸です。ご認識の通りでございます。
0:22:44	以上です。
0:22:56	はい規制庁イトウです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:57	設定根拠の説明書をつけるつけないの基準っていうのは作成要領 2 回公認の作成要領に書いてあるっていう理解でいいんですけど。
0:23:09	はい。東北電力の長谷川です。はい。この設定根拠にかかわらずですね、書類としてどれをつけるというのは、グランドルール。
0:23:21	要は、設工認の作成要領、そこの方で明記してございます。ちょっと繰り返しになりますが、あくまでも再稼働の新規制基準適合性の設工認で、
0:23:33	開発を、
0:23:35	既設のリセット
0:23:39	施設については、については、改めて設定根拠を追加するというものです。以上です。
0:23:53	はい規制庁イトウで承知しました。
0:23:55	衛藤今すいません少し長谷川さんの声だ一と。
0:23:59	若干、ぎりぎり聞こえたんですがととぎれとぎれだったので、
0:24:06	ちょっと同じような感じの形になったは、言わせてもらいます。はい、ありがとうございます。
0:24:21	規制とイトウです。あとすいません、資料 3 関係で言うと、
0:24:29	等、
0:24:30	53 ページ以降をちょっと確認させてもらいたいんですが、耐震性の計算
0:24:39	説明ですね。
0:24:41	ここで、
0:24:44	藤。
0:24:48	60 ページ以降ですか。ちょっとこれ、
0:24:54	丸溜羽、囲まれてるので、
0:24:58	どこまでいったらいいのかっていうことなんですけど、
0:25:05	青と赤と緑の、
0:25:09	塗り分けがされていて、これはどういう
0:25:15	塗りわけなんでしたっけその確認からさせていただきます。
0:25:22	はい、東北電力の峰岸です。
0:25:26	こちらにつきましては、まず、端的に言いますと、赤につきましては、今回、エルボ
0:25:35	が要目表の変更後に追加された範囲を示してございます。
0:25:43	ですので、
0:25:45	普通ですね、弁の様子、番号でいうと真ん中ほど青野一番脇にあります。
0:25:55	すいませんでしたこちらにつきましては、発言、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:04	了解しました。
0:26:05	はい。
0:26:06	赤の範囲、えーとですね。
0:26:10	高圧代替給水系合流点より、上流側にある範囲が2ヶ所、エルボが追加されておりまして、
0:26:19	交流展以降ですね、5ヶ所については、エルボの記載を表してございます。
0:26:28	緑の範囲につきましては、
0:26:32	こちらですね、当初から
0:26:36	入ってる範囲になりまして、
0:26:38	すみません。
0:26:40	紛失の方、青のラインって捕捉できますか。
0:26:50	はい、東北電力、渡辺です。
0:26:54	アウト緑に関しましては、今回の申請対象である、
0:27:04	P31のF002から、
0:27:08	高圧代替注水系注入配管合流点まで、
0:27:13	もう、
0:27:16	もう一方の方の交通代替注水系注入配管合流点から、原子炉冷却材浄化系注入系配管合流点
0:27:24	に、有効二つの区分がありましたので、それでアウト緑というものを使い分けておりました。
0:27:32	あとは、ご説明させていただいた通り、今回の申請範囲であるエルボーのところを示しているとそういうものになってございます。
0:27:43	説明は以上です。
0:27:46	規制庁伊藤です。
0:27:49	ただ高圧代替注水系は注入配管合流点っていうのは、緑の配管の真ん中辺りについていっているような気がするんですけど、それ、
0:28:02	なんか、
0:28:03	今の説明だと、
0:28:05	ここを境に青と緑に分かれるような、
0:28:08	ふうに聞こえたんですけどこそそうではないですかね。
0:28:19	あ、東北電力、ミイすみません、少し、すみません。
0:28:25	以上です。
0:29:10	東北電力の峰岸です。所長確認にお時間をいただきましたかったので、
0:29:16	わかり次第、ご回答しますので、その次の質問、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:21	よろしければ、
0:29:23	移行していただければと思います。
0:29:26	はい季節をイトウです。わかりました。
0:29:35	規制庁側からこのCUWのところで、他にありますか。
0:29:39	原子炉規制庁島山です。江藤。この
0:29:43	青、緑、赤、この後にご回答いただければと思いますけれども、
0:29:49	この件に限らずですけども、羽根はつけてください。
0:29:56	ちょっと基本回答いただくこと、口頭で聞いたとしても、
0:30:00	最終的にはかけてみますので、紙でわかるように、資料構成に直していただくようにお願いします。
0:30:07	はい。東北電力の峰岸です。伴、判例について、了解いたしました。以上です。
0:30:13	はい。
0:30:14	この資料の、
0:30:20	ちょっとお待ちください。
0:30:22	ページがわからなくなっちゃったので、
0:30:24	少し戻ります。
0:30:40	失礼しました。資料の、
0:30:45	ナンバー3の52ページ開いていただければと思います。
0:31:00	この52ページ、
0:31:04	資料として、添付の系統図ですかね。
0:31:10	図だと追加されているかと思うんですけども、
0:31:14	これの追加の理由をちょっとお伺いしてよろしいですか。
0:31:18	これもエルボが追加されたことによって追加になったんですかね、ちょっとそこは。
0:31:23	これがついてきた理由がよくわからなくて、新基準時にはなかったっていうのは認識したんですけども、これはなぜでしょうか。
0:31:32	はい。東北電力のアノミネギシでございます。こちらの県警系統図の方、追加した理由につきましては、今ほどおっしゃられた通りの理由になります。
0:31:45	今回変更後の記載で、記載の変更でエルボが追加になったことから、
0:31:52	今回、こちらの系統図を、
0:31:56	追加すると、いうふうに判断したものでございます。
0:32:00	説明は以上になります。
0:32:02	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:04	それで加えて確認をしたいんですけども、この図面、
0:32:08	上の方ですかね、高圧代替注入系重水配管の
0:32:15	合流点というのが、上の方にあると思うんですけども、そこからまっすぐ延びて復水給水系って伸びていくと思います。
0:32:25	で、
0:32:26	その先に、おそらく、
0:32:30	原子炉冷却材浄化系A系注入配管工事とかあるかと思うんですけども、この図面はついてこなかった理由は何でしょうか。
0:32:45	はい。東北電力です。
0:32:49	発電所の方お願いします。
0:32:55	はい東北電力の長谷川です。これ既工認からの添付の文化、あと申請の文化によるものなんですけども、
0:33:05	現状今やられてるSAについては、兼用というような扱いが明確になって、
0:33:13	例えば一つの系統であっても、その機能について、例えば水源から注入先まで、それを一貫して系統として示すので、例えば、ここ、これ、復水
0:33:26	系統原子炉冷却材浄化系で、そのあとで、
0:33:32	給水系原子炉給水系の方に繋がるんですけども、SAの場合だと、その先まで載せる系統としても、申請するんですけども、DB設計基準対象施設とすれば、ここまで、
0:33:45	になります。で、この先は、今度は、
0:33:51	復水給水系の方の都市
0:33:56	系統側の申請範囲になると、というようなところになってます。
0:34:03	原子炉規制庁畠山です。ということは復水給水系として図面がついてくるってことですか。
0:34:10	はい。その通りでございます。以上で。東北電力の長谷川です。その通りです。以上です。
0:34:16	わかりました。それは、今はもうついているっていう整理でよかったですかね。ちょっとそれが、ちょっと待っていただいていいですか。
0:34:27	確か添付書類の一覧がありましたようにそこには復水給水系の図面も追加されている。
0:34:33	ようになっているんですか。
0:34:41	東北電力の長谷川です。すみません。既施設設というか認可済みのものも、ちょっと調べるんで、少々お待ちください。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:50	あと、
0:34:52	峰岸さんの方でもし答えるのであれば、すいませんお願いします。今こっちで調べてます。
0:34:58	はい。東北電力の峰岸です。
0:35:02	今回、ヒアリング、お示している資料の中には、復水給水系の系統図の方は、添付してございません。
0:35:16	原子力規制庁の武山です。添付していないってことはこれは今後添付されるということなのか添付しなくていい理由があるのかどちらでしょうか。
0:35:26	はい。東北電力の峰岸です。資料3のですね、
0:35:32	6ページの方を、
0:35:37	ご覧ください。
0:35:47	こちらの方にですね、赤点線のところで、今回の手続き対象設備というふうに赤点線に記載してございまして、
0:35:57	今回は、F002から、
0:36:00	復水給水系と書いておりますがクリーンナップの合流点までが、手続き対象というふうに考えてございました。
0:36:09	かつエルポーを今回要目表の変更後に、追記してございますのも、こちらの赤点線の範囲になりますので、復水給水系の
0:36:20	系統図については、今回の申請に関して添付は不要というふうに考えてございました。
0:36:29	発電所の方も、補足があればお願いします。
0:36:33	以上です。
0:36:39	はい。東北電力の長谷川です。
0:36:44	すみません、推測でのご質問の、ちょっと推測しての回答になるんですけども、今おっしゃってる、この
0:36:54	復水給水系、その先の系統雑けないのってということに対しては、原子炉冷却系統施設のうち補給水系のこの当該のDB設備としての、
0:37:06	クリーンナップ系、そこについては、我々も不要と思っておりますけども、今回改造する範囲が、高圧代替注水系、Hパックですね。
0:37:18	そちらの方の申請も兼用としてなっております、その
0:37:24	高圧代替給水系については、もちろん原子炉圧力容器、そこまでの範囲が、系統としての系統となるんで、そういう意味でつけなきゃいけないんじゃないかっていうような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:37	事実確認ととらえました。はい。確かにそこについてはちょっと現状はつけてなくてですね、首藤 6 となる、このDBとしてのクリエイト、
0:37:50	原子炉冷却材浄化系、クリーンナップ系、その今系統図だけつけてるというような状況になってますちょっとここ今事実だけの話ですけども、以上です。
0:38:04	はい、原子力規制庁ハタケヤマです。まず前者お答えいただいた内容で言うと、66 ページとか見てもらうと、
0:38:15	原子炉冷却材浄化系A系注水配管の合流点の、まさにショック直下のところで、エルボーが交換しますと、赤字、
0:38:25	示されていることを考えると、
0:38:29	先ほど、
0:38:31	高圧代替注水系注入配管合流点から、どこどこまでっておっしゃってたところ、ここの範囲よりもっと奥川の方で改造、申請範囲があるということだと思いますのでちょっとその説明だけでは、
0:38:45	んな。
0:38:46	得感はいられないなと、何でその先がないんですかっていう。
0:38:50	話になるかと思います。で、その範囲はちょっとDBとしてどう整理されるのかっていうところは、まだお答えはいただいてないものかと思います。他方、SAに関しては、そのあとに、今お答えいただいていたもので、大体同じかなと思ってます。
0:39:06	具体的に申し上げれば、
0:39:08	先ほどの、
0:39:11	何ページだったかな。
0:39:15	10 ページをちょっと開きます。
0:39:27	36 ページから開いてもらってここから、高圧代替注水系主配管。
0:39:34	として何をつけるかっていう整理かと思います。で、ここから開いてもらって、
0:39:40	39 ページ行ってもらうと、
0:39:44	原子炉冷却系統施設として何を付けますかっていうところで、今は原子炉冷却材浄化系配管の配置を明示した図。
0:39:52	として書かれていますけども、
0:39:54	新基準の時には、高圧代替注水系っていう別の図面があってそこでSAとして検討しているんですよ。リヴィンあったような気がしましたけどちょっと、
0:40:07	確かに詰めは少なくなったと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:09	で、そこで示されている。
0:40:12	と認識をしています。で、
0:40:14	これが
0:40:19	浄化系主配管の配置。
0:40:21	明示した図面だけで良いのかっていうのは、
0:40:25	何とも、
0:40:26	というか
0:40:28	添付漏れしてるんじゃないかなっていう懸念があったので申し上げたと。
0:40:31	申し上げようと思ってたんですけども、先にお答えいただいたので、
0:40:34	ご検討いただければと思います。これはこの先の話でも、いえることだと思いますので添付書類が正しいのかっていうところですね、42 ページもそうですけども、
0:40:45	ここにもう、浄化研修会期間の添付図面をつけますと言ってますけども、それは適切ですかっていうふうなところになっていくと思いますので整理をお願いします。
0:40:57	はい。東北電力の峰岸です。
0:41:01	今ほどいただきましたお話ですね、確認し、
0:41:07	確認させていただきます。以上です。
0:41:18	はい規制庁伊藤です。
0:41:20	へえ。
0:41:22	と。
0:41:24	先ほどその1アノ、緑とか青とかの話は、まだちょっと難しそうですかね。
0:41:32	東北電力の峰岸です。
0:41:35	発電所分室の方、
0:41:39	回答の方できそうですか。
0:41:44	本当できればお願いします。渡部です。
0:41:49	東北電力、渡部です。音声聞こえておりますでしょうか。はい。聞こえております。
0:41:56	すいません。先ほどの図面の青と緑の件なんですが、江藤先にお答えしたことで作成をすることで考えておりましたがちょっと凡例もなくまたご指摘いただいた通り、一部ちょっと誤りがある可能性もありましたので、
0:42:11	申し訳ございません。ちょっとそこは再度確認して、次回のヒアリングにて整理して回答させていただきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:20	規制庁イトウです。承知しました。
0:42:24	正直我々としてはそんなに赤が青が何だとか緑が何だとかってことよりは、赤が、
0:42:32	エルボであって、それが要するに、今回の辺の変更後の状態と一致していますよってということが確認できればいいとか、そのための資料。
0:42:46	だと理解してるんですけど、確認できればいいのかなと思っていますと、そうするとですね何かこのエルボーがいっぱいあるけれども、これが具体的に
0:42:57	それぞれ、
0:43:00	今回の添付図面の
0:43:04	丸何番に対応するのとかかそういったところが、見づらいのかなというのがあって、対応関係がわかるようにしてもらいたいんですが可能でしょうか。
0:43:19	はい。東北電力の峯岸です。まず、ご指摘、お話があった通りですね。
0:43:26	資料の方向性については、見やすく、変えさせていただきたいと思いません。
0:43:32	お話のありました、添付の
0:43:37	例えば、今お話がありましたのは、資料 3 の、
0:43:49	7 ページ。
0:43:54	の、AII等々整合が、ひも付。
0:43:59	できるようにという、
0:44:01	お話でよかったでしょうか。
0:44:04	規制庁伊藤です。まさにそういうイメージでした。で、
0:44:08	過去の資料のですね
0:44:12	53 ページ以降は別紙 3 で、
0:44:15	いろいろ図とかがついているんですけど、
0:44:19	なんか 5859 ページで、既認可のものが載っていて、
0:44:26	牧記念館が載ってるのはいいんですけど何か今回のへん人で結局どうなってるのかっていうところ。
0:44:33	ガー。
0:44:34	この資料、別紙 3 の中に入っていないのが、
0:44:40	ちょっと、
0:44:41	気になったので、
0:44:46	清。
0:44:48	資料構成はちょっとご検討いただければと思います。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:52	はい。東北電力の峯岸です。趣旨の方、理解しましたので、こちらの方、わかりやすい資料構成の方に、
0:45:02	修正させていただきたいと思います。以上です。
0:45:06	はい、セイトウですよろしくお願いします。
0:45:09	今のところで、はい。
0:45:12	議事録成長ハタケヤマです。今の話合わせて検討いただきたいと思いつつ、もう1点確認したいのが、これが申請書で手続き対象の部位がわかるのかっていうところ。
0:45:23	を含めて確認をしていただきたいと思っています。今の添付図面、系統図だと、
0:45:30	どこが、
0:45:32	手続き対象の
0:45:34	エルボなのかっていうのが、
0:45:36	わからないと思っています。
0:45:40	全部図面ついているだけで、
0:45:44	そういった意味では、
0:45:46	手続き対象の場所っていうのをどのように示すのかっていうことは、ご検討いただく必要性があるかなと思ってます。
0:45:54	ちなみにこの
0:45:55	7ページの、
0:45:58	右側にあります手続き対象設備として、
0:46:06	右上かな。
0:46:08	これが、
0:46:10	黒い一本、太い線で引かれていて、細井。
0:46:17	訂正もあってっていう、ちょっとこの図面の
0:46:21	黒線と、
0:46:22	黒い太線と電線の違いは、
0:46:26	どういったところなんでしょうか。
0:46:33	はい。東北電力の峰岸です。まず一つ目の、
0:46:39	ご指摘、お話につきましては、先ほどの資料構成わかりやすく、今回の申請範囲が明確にということわかるように、記載の方修正をさせていただきたいと思います。
0:46:53	こちらの
0:46:57	点線と太線のところですけども、こちらは今回の
0:47:03	申請範囲とし、変わらない範囲を明示したところがございますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:11	一部、今回の選任ではないところも、具体的に言いますと、
0:47:18	こちら、右上の図の高圧代替注水系合流点のところも、太線になってございましたので、
0:47:26	こちらについては、申し訳ございません。先ほどの、
0:47:30	緑と赤の範囲登録も含めてですね、再確認をさせていただきたいと思えます。
0:47:36	はい、原子力規制庁ハタケヤマです。御社として、この
0:47:41	黒い太線のところは、申請対象の範囲と認識していて、点線は、申請対象外、要は既設で何も変えない部分だと理解はしましたが、
0:47:53	二つ確認して、一つは、範囲が間違っていました。間違ってる可能性がありますということだったので、改めて見直しますということで、承知しました。で、
0:48:04	その上で、
0:48:09	これが、
0:48:13	判例はどこにあるのかなと思ってて、今お話をされた。
0:48:17	まさにこの判例があれば申請範囲が明確だったのかもしれないんですけども、
0:48:24	判例は見当たらないので、その判例をどのように示すのかっていうところは、
0:48:29	すでにどこかで皆、示されていてって、例えば冒頭に示されているところであれば、それはそれで結構なんですけども、
0:48:37	どこにも示されてないっていうことであれば、示す必要性があるかなと思います。
0:48:44	はい。東北電力の峰岸です。趣旨理解をしましたので、こちらにつきましても、
0:48:52	当該図面のですね、判例。冒頭に記載の有無とですね、なければ追記ということは、検討させていただきたいと思えます。趣旨は理解しました。以上です。
0:49:07	東北電力の長谷川ですけれども。
0:49:09	音声大丈夫ですか。
0:49:15	規制庁伊藤です若干その音声がかすれているような感じなのですが、もう一度お願いします。
0:49:24	はい、東北で、
0:49:26	大丈夫でしょうか。
0:49:28	ちょっと聞こえづらいですね。もう一度お願いしていいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:34	はい。東北電力の長谷川です。よろしいですか。はい。磯イトウです今はっきり聞こえました。よろしくお願ひします。はい。今ほどの竹山さんからの配管配置図の件ですけども、
0:49:49	記載要領自体は、グラウンドルール、要は補足説明資料として出している、工認作成要領、そちらの方ではちょっと定めています。
0:50:01	ただ、先ほどの例えば、センチ線、太線、あとは一点鎖線、いろいろありますけどもそこがちょっと網羅的に書かれてるかどうかは、
0:50:11	ちょっと今ちょっと確認はしますが、先ほど、要はその凡例を示して欲しいっていうのはこの補足説明資料でのご説明でも問題ないかと弊社側は思っていますが、よろしいですかね。
0:50:29	原子力成長ハタケヤマです。中身見てから判断します。まずは示していただいた上で確認をします。
0:50:38	了解。東北電力の長谷川です。了解しました。
0:50:49	はい規制庁人です。
0:50:52	よろしければ次の資料に行きたいと思いますが、すみませんちょっとヒアリングを最初に言っておけばよかったんですが、一応ヒアリングの最後に振り返りというか今日こちらから、
0:51:07	言った内容について、東北電力から簡単に説明してもらって、認識のそごがないか確認する。
0:51:16	作業を最後にしたいなと思っています。
0:51:20	今そういう
0:51:24	メモとしてまとめたりとかそういう準備はされてますかね。
0:51:31	はい。東北電力の仲野です。はい。一応、
0:51:35	準備はしてますと。
0:51:37	うまくまとめられるか、その最後確認の際に、一緒に確認させてもらいます。
0:51:43	以上です。
0:51:44	規制庁伊東ですありがとうございます。最後のタイミングで、はい。お願いしたいと思います。
0:51:52	他にあればどうぞ。
0:51:55	原子力規制庁ハタケヤマです。ちょっとこれは先週やったかどうか忘れたので、
0:52:01	やってたら申し訳ないんですけども、
0:52:04	技術基準規則の条文の十九条の内容確認をさせていただきたいんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:11	CUWの範囲で、
0:52:15	ページで言うと、
0:52:17	9 ページですかね。
0:52:21	本設備は、原子炉冷却材浄化系に係る配管であることから適用条文となるが、
0:52:27	時認可で適合性が確認されており、
0:52:31	本手続きにおいて既認可から、要目表の変更するものの、
0:52:36	配管内、円柱、
0:52:39	円柱状構造物、あと高サイクル熱疲労の評価対象に該当せず、
0:52:45	本手続きに関係しないということで参画されているかと思えます。
0:52:50	で、一応この設備自体は、
0:52:54	エルボに変えますという工事計画だと認識をしています。そのエルボの中に、
0:53:00	ないと思えますけれども、円柱状構造物がないっていうのは、
0:53:05	この申請書のところでそれが自明ってわかるかっていうのは、どちらでわかりますでしょうか。例えば添付図面で、本来ついてるんであれば示されているとか、
0:53:15	どこで自明だといえるかっていうのを確認をしたいです。で、この背景情報としては、
0:53:22	お手元に御社、多分今はないと思うんですけれども、平成 22 年の 4 月 28 日付けで、御社から届け出のあった、
0:53:33	RHRの主配管の取りかえの届け出においては、この流体振動、あと温度変動による損傷の防止に関する説明書を添付していて、
0:53:45	評価対象箇所はないという、
0:53:47	ことを説明して、
0:53:49	1 枚ぐらいでまとめて、
0:53:51	添付していただく。
0:53:53	例もありますので、
0:53:57	要は対象でないっていうことは、三角にするってことはある種、
0:54:03	説明せずとも自明だ。
0:54:05	ということはいえる必要性があると思えますけども、
0:54:09	そこはどのように整理されていますでしょうか。
0:54:16	はい。東北電力の峰岸です。こちらにつきましては、
0:54:21	配管、円柱状構造物が、当該エルボにないということは、
0:54:29	設計図面等で確認をしておりますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:33	こちらが、
0:54:34	今、申請している書類で、
0:54:39	それが明確に判断できるかというお話かと思いますが、
0:54:44	こちら、円柱状構造物等の明確でない。
0:54:52	ということですね。どのように、
0:54:55	今回の申請書類で、
0:54:58	説明できるか。
0:55:00	ところについては、
0:55:01	ちょっと確認させていただきたいと思います。
0:55:06	はい。よろしく申し上げます。繰り返しですけども、平成 22 年、
0:55:11	4 月 28 日付け、
0:55:14	で届け出があったものはついてました。
0:55:17	御社の女川 2 号の、
0:55:19	届け出です。
0:55:21	はい。
0:55:29	検討する説明が必要ということであれば、十九条 0 になるのかなと思います。以上です。
0:55:35	はい。東北電力の峰岸です。今お話いただきました、平成 22 年の資料も含めて、確認をした上で、次回ご回答したいと思います。
0:55:46	以上です。
0:55:52	配布セットです。それじゃあ次の資料にかつてもらいます。資料 4 です。
0:55:59	ここ、
0:56:06	添付書類の要否のところの書き方だけちょっと確認をしたいんですが、
0:56:13	資料 4 の、
0:56:18	10、17 ページ。
0:56:22	17 ページで、
0:56:25	松瀬。
0:56:26	て根拠の説明書、
0:56:31	添付の要否 0 になっています。
0:56:35	理由欄を見ると、この辺の、
0:56:39	要目表及び基本設計方針の記載の変更により、
0:56:46	設定根拠の影響を確認する必要があるため、添付する。
0:56:50	それで、
0:56:52	こちらの方に理解だと、要目表の変更っていうのが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:57	弁フタートか弁は
0:57:01	厚さとか材料の記載のことで、基本設計方針の変更ってのは、クラスの変更だと認識してるんですけど、まずその理解は合ってますか。
0:57:15	はい東北電力の豊嶋です。ご認識の通り、
0:57:19	ハイピッチちよいとです。それで、ここの、
0:57:23	理由欄で要目表及び基本設計方針の変更って両方書いてあるんですけども、
0:57:30	添付する理由としては、両方が理由になってるんですかね。
0:57:46	東北電力の豊嶋ですけれども、厳密には、従前からご説明していた要目表が変更法が変わるということに基づいて、
0:57:56	添付すると。ただ一方、基本設計方針、主要設備リストでございますけれども、クラスの話も、
0:58:05	本文の一部として、
0:58:08	関連するので、
0:58:11	両方併記したということになります主要因としては、あくまで要目表の変更に続くものというか、一つ。
0:58:27	原子炉規制庁竹山です。江藤。一応、
0:58:31	私どもで普段からお伝えしているのは、今ヒアリングは事実確認の場として設けてますけども、最終的には書類で判断しますと申し上げてますので、
0:58:40	書類として
0:58:42	誤解を与えるような種ことはあまり
0:58:45	やっていただきたくないと思っていて、
0:58:47	今回の書きぶりだと、基本設計方針として、直接的に影響をおよぼしたので、確認をしますだから添付しますというふうに読めますよね。で、そういうわけではないですよ。
0:58:59	であれば、書き分けをしていただきたいというのが趣旨です。
0:59:03	よろしいでしょうか。
0:59:05	はい東北電力豊嶋です。趣旨承知いたしましたので記載ぶりについては検討させていただきたいと思います。以上です。
0:59:15	それで、
0:59:17	同じように、補足説明資料で、
0:59:20	趣旨が着、ちょっととらえて書いてるのかって確認をしたい部分がありまして、
0:59:26	4 ページ、あと、資料 4-1 ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:33	開いていただければと思います。1 ページの、
0:59:37	2 ポツ、要目表の記載変更の、
0:59:41	内容の、
0:59:43	下ですねここに、
0:59:45	現場工厚さについて、腐食資料を考慮した寸法へ変更する。また、
0:59:51	弁ぶた厚さ、及び弁ぶた材料、新たに記載する。
0:59:56	とありますけども、これって今回の工事計画の内容でした。
1:00:03	今回、
1:00:09	今回、材料を新たに規制するんですっけ。
1:00:18	何が言いたいかっていうと、
1:00:22	変更前からやっているっていうのが御社の整理でそれを適切に反映してなかったので反映するんですよ。
1:00:30	こういったとしても、今回改造すると。
1:00:35	実改造すると。
1:00:37	他の人が読んだらそう思いますよね。
1:00:40	知らない人がみたいな。
1:00:42	御社としてはそうでないと。
1:00:45	繰り返し述べていると思いますけども、
1:00:49	書類見たらそう誰もとらえてくれないので、
1:00:52	それがわかるように、
1:00:55	表現してください。
1:00:57	多分これ以降も同じなのあるほど、お願いします。
1:01:04	東北電力の長谷川です。
1:01:07	音声大丈夫でしょうか。
1:01:10	はい、聞こえてます。
1:01:12	はい。
1:01:13	今のご指摘というか、確認ですね。了解しました。確かに申請範囲として要目表の方では、変更前お帰りに行っているもの、あと変更後で買いに行っているもの。
1:01:26	それで、申請書上は明確ですが、確かにこの補足説明資料上は、
1:01:31	適正化で直す部分と、あとは今回の変更認可で申請する範囲とがちょっと混在した記載になっているということでの、
1:01:41	確認というふうに理解しました。了解しました。そこら辺は明確に分けて記載するようにですね、見直すことで検討します。以上です。
1:01:52	はい、原子力成長滝谷です。申請上明確かどうかは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:57	先週の議論もあったので、そこは見直されると思ってるので、明確ではないと思ってますけれども、
1:02:04	今後の検討の中で確認させていただければと思います。
1:02:15	はい土岐セトの伊藤です。
1:02:17	すいませんちょっと戻っちゃうんですが、さっきの設計設定根拠の説明書と同じような、
1:02:25	ところ観点で、
1:02:28	強度に関する説明書とか構造図とかも今回 0 になっている理由が、
1:02:34	要目表っていうのと、基本的方針っていうのが両方書いてあるんですけども、
1:02:41	この場で答えられるようであればその絵と、どっちが主になって、主な理由になっているのか教えてもらえますか。
1:02:52	はい。東北電力豊嶋です。今回の変更認可の現任の申請としてはあくまでも変更を変える。
1:03:01	要綱の変更、こちらが改造に当たると判断してございます。それに伴って計算書や図面をおつけするという、
1:03:10	ことになりますので、あくまでも要目表の変更起因するものと、
1:03:15	なので先ほどのお話と同様にですね、そこは、が、
1:03:19	その辺人の申請と、記載の適正化、そこが明確にわかるように、
1:03:25	理由は、整理して、
1:03:27	書き分けたいと思います。以上です。
1:03:33	はい、わかりましたよろしく申し上げます。
1:03:43	はい。
1:03:47	それじゃあすいません次の資料に行かせてもらいます。資料 5 ですね。
1:03:56	と、
1:04:00	先ほど 10 条は聞いたので、
1:04:07	等、
1:04:17	先に私から、先ほどのコメントとも同じですけども、5 ページの
1:04:24	2 ポツ、要目表の記載変更の概要のところ、
1:04:30	原子炉、
1:04:31	格納容器配管貫通部から D/W 出口配管分岐点の配管のうち、技術配管の一部を耐震性強化のため、松井古閑する。
1:04:42	今回厚肉化するわけじゃないですよ。
1:04:45	要目表に適切に記載されていなかったことから 4 億円の記載の変更を行う。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:51	だと思しますので、
1:04:52	それを適切に書いていただければと思しますので、
1:04:56	どう適切に書いてなかったのかってところが、この後説明されるべきだと思しますので、
1:05:03	今の変更前変更後というのが、今、この変更前が今後整理されると思 いますけども、これは新基準の前の話なのか、新基準の方の話なの か。
1:05:14	前、先週言い方したら、AからBだかBかCなのかっていう、
1:05:19	それがAからCにしてるのかBから審議してるのかっていう整理が多分 今後なされると思しますので、それも含めて、適切に御社が主張したい 趣旨を盛り込んでいただければと思します。
1:06:06	Head規制庁伊藤です。
1:06:09	私からも一つ、
1:06:11	なんですが、ちょっとヒアリングの中で確認をしていなかったところがあ ってきついて、
1:06:20	JIS規格外T継ぎ手のところですね。
1:06:30	PTとして作って、どのように周りの配管と溶接するのかというところ突合 せ溶接ですかねちょっとそこを教えてください。
1:06:46	開眼しろトヨシマですITと取り合う配管と、突合せにてよう設置すること としており、
1:06:55	はい規制庁イトウです。そうすると、
1:07:02	溶接方法についても、資料まとめ補足説明資料中に記載を出しておい てもらえると助かります。よろしいですか。
1:07:15	はい東北電力の豊嶋です。それは突合せで溶接するという旨を、
1:07:20	はい。
1:07:21	適するということで、
1:07:27	はい、よろしくお願ひします。
1:07:32	原子炉規制庁館野です。ちなみに、お伺ひするんですけども、溶接に当 たって、
1:07:37	その応力とか、
1:07:41	溶接にあたって配慮すべき事項みたいなのがあれば、これは何か
1:07:48	設計の審査のよりは、どういう施工するんだらうっていう、
1:07:52	ところでの単純な疑問としてお伺ひするんですけども、
1:07:58	溶接に当たってその効力が一過剰にたまらないための配慮とかそうい ったものが何かあれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:05	何か。
1:08:07	お話いただけますか。
1:08:10	こういう溶接方法をしているとか、
1:08:13	内面を、
1:08:16	とりあえずくっつけるために、こういうふうな、
1:08:21	施工方法を考えているとか、
1:08:23	何か情報があればですけども、
1:08:26	実際の施工方法として、
1:08:38	発電所総合クレーンですとか、
1:08:46	東北電力の岡田です。音声聞こえますでしょうか。
1:08:50	マーケットイトウSA等はい、聞こえてますお願いします。
1:08:57	はい。
1:08:58	衛藤。
1:08:59	詳細については、ホウジョウの方で確認してみないと、すべて言われているところではないんですけれども、
1:09:08	突合せ溶接するにあたって、
1:09:12	ちい側の方が厚い。
1:09:15	数がありますので、この厚い部分については溶接する。
1:09:20	ちょっとアガワと浅尾そろえるというような加工をして解析をとります。そのような状態で溶接とするとということになってございます。
1:09:31	これ以上何か配慮があるかについては別途確認させていただきたいと思えます。以上です。
1:09:40	はい、原子力規制庁ハタケヤマです。突合せの時に、
1:09:44	お互いのような綺麗にくっつくように、内面を製作するってということかなと思いました。承知しました。で、
1:09:53	他に入れ事故があれば、紙等でも、先ほどのイトウのところに付け加える形で、
1:10:00	加えていただければと思います。おそらく、JIS規格外継ぎ手を使うってところについても、感とかをつなぎ合わせないってところも、
1:10:10	一つは、その応力たまらないための、
1:10:14	はいだと思いますので、
1:10:16	そういったところも、
1:10:18	それは日オカで書いてたと思うんで、まだ確実性もないかもしれないですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:24	そういったところも配慮されてるんだなっていうことはまず受けとめました。はい。
1:10:36	はい。セイトウです。この格納容器長期系のところで他に規制庁側はありますか。
1:10:47	西野規制庁ハタケヤマです。
1:10:50	もう一つ、資料の 63 ページ開いていただいていたいいですか。
1:11:00	これも一つ前の、
1:11:03	コメントと同じですけれども、
1:11:06	61 ページからが、耐圧強化ベント系の主配管としての、
1:11:11	添付の要否の話ですと、で、63 ページ行くと。
1:11:16	減少額の容器長期系の系統図を付けますと、やってますと。
1:11:22	新基準の時には、耐圧強化ベント系の添付書類、系統図があると。
1:11:28	で、この添付図面、適切ですかってところが、確認をしたいところです。添付図面の整理、先ほどカワセですね。
1:11:36	今このお話申し上げましたけども、ここ申し上げたところに限らず、添付図面が漏れてないのか、ちゃんと適切に申請範囲すべて網羅されているのかってところは、
1:11:48	図面説明書も含めて、整理いただければと思います。全体的にお願いします。
1:12:03	はい。東北電力の長谷川です。はい。これ先ほどのご指摘通り、ちょっと兼用するSA側、そちらで要求される添付書類についても、一律つける旨で再整理いたします。以上です。
1:12:24	はい。規制庁伊藤です。
1:12:26	私から一つ聞き忘れていたので同じ資料 5 の、
1:12:32	66 ページ。
1:12:38	そうですね。
1:12:40	すいません。ここヒアリングで聞いた記憶がないのでちょっと聞かせてもらうんですけど、ちょうど真ん中、
1:12:49	表の真ん中辺りに既設配管の一部厚肉化によって、この
1:12:55	これは 4Smヨンイチイチのエルボーがなくなると書いてあって、ここってどういうことでしたっけちょっと説明をお願いしてもいいですか。
1:13:07	はい東北電力の豊嶋ですこれはもともと変更前に、
1:13:13	600mmの厚さ●●(非開示情報)ミリの
1:13:18	獲る方ですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:21	がありましたと。それが複数あったのでASMEを一井島SMFCと、それぞれの材料が使われてる方が、それぞれ、
1:13:31	混在してるような状況になってました。
1:13:35	というのがまず変更前です。
1:13:37	これに対して変更方法ですけれども、
1:13:45	これが碓井薄井にこのエルボが厚肉カーされるので更新されますと、
1:13:52	普通にこのエルボを撤去したたら新たに当たる厚肉のエルボーを入れるんですけどその時に、SM1Cの、
1:14:00	エルボを撤去して、新たにSM400Cの厚肉のエルボーを入れたということで、
1:14:06	この薄肉の、
1:14:08	SM41tの材料を使っているエルボがなくなったと。
1:14:13	ということで要目表から記載を削除したというものになってます。
1:14:18	以上です。
1:14:22	東北電力の東ですよろしいでしょうか。
1:14:26	はいどうぞ。
1:14:29	ちょうど改造の中で、暑さのスケジュールなんですけど、こっちにパブリッてしまったのでそちら
1:14:38	の間に、はいじゃあ後で処理はしております。はい。
1:14:45	はい。よろしく申し上げます。
1:14:51	はい。規制庁伊藤です。何となくわかったんですが図面上でいうとどこになるんですかその該当するエルボっていうのは、
1:15:17	東北電力の岡田です。図面上どこに該当するかを探したいと思っておりますけれども少し時間をください。先に進んでいただいて、後で回答させていただきます。
1:15:29	以上です。
1:15:31	はい規制庁イトウで承知しました。
1:15:34	藤。
1:15:37	加古この寿司ロゴについてありますか。よろしいですか。
1:15:43	よろしいですか。はい。
1:15:44	じゃあ次の資料に行かせてもらいます。資料6ですね。
1:15:51	ファンネルのところですけども、
1:15:55	すいませんちょっと、
1:15:58	改めて位置付けを確認したいんですが、
1:16:02	過去のヒアリングでも何回か聞いてるんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:05	今回のファンネルの、
1:16:08	材料変更。
1:16:10	ていうところでええと、
1:16:13	耐震の計算書とか、強度の計算書が一、
1:16:18	出されている。これは、新たに評価をし直したということなのか、それとも、もともとの評価の、
1:16:29	材料LangerAと違ってましたと、ということなのか、どういう位置付けになっているか改めて教えてください。
1:16:40	はい。東北電力の峰岸です。
1:16:44	端的に言いますと、こちらの方は評価をし直しております。
1:16:49	材料の方が変わっておりますので、
1:16:54	その材料に伴う物性値で、評価の方、し直してございます。
1:17:00	プラスしてですね、先ほどの材料欄のほうの記載も変更してございます。
1:17:05	ただ、一方で、こちらですね、物性値につきましては、設計建設規格、
1:17:11	の値を運用しておりますが、許容引張応力ですとか縦弾性係数、こちらに変更前後の材料で、違いがありませんので、
1:17:22	結果だけ見ると、評価結果というのは、同じ結果になっている。
1:17:28	ただ端的にと申しました通り、評価自体は材料が変わっておりますので、
1:17:33	もう一度やり直しているといったところになります。
1:17:38	はい。以上です。
1:17:42	施設イトウですありがとうございます。そうする。
1:17:48	藤。
1:17:52	すみません、この資料6の2ページとかで、
1:17:57	要目表の記載の変更の必要性で、
1:18:02	弁本体の加工性を考慮し管材を使用することとしていたっていうこの使用することとしていたってというのは、
1:18:13	どの、
1:18:15	タイミングのことを言ってるんですけど、新規制工認の後で変わったっていうそういうことなんですよ。
1:18:22	はい。東北電力の峰岸です。こちらについては、
1:18:27	新規制工認の認可時点においてですねすでに
1:18:32	弁本体は管材の方、使用してございます。
1:18:48	衛藤規制庁イトウです

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:51	管材を使用していつて、
1:18:54	でも耐震等、耐震と強度の計算書は、
1:19:00	板、板にさせていただいてやって、
1:19:03	いったってというのはちょっと単純に何か評価するすべき。
1:19:09	ものがされていなかったってということになっちゃうんですかね。
1:19:13	ですねこちらにつきまして補足させていただきますと、
1:19:18	当初、材料につきましては、
1:19:23	先ほど申した通り、管財を使用しておりましたが、
1:19:29	申請時点においてですね、
1:19:31	こちら、逆止弁、構造図の方、見ていただくと、管ではないということからですね。
1:19:41	江藤氏、当時の判断としては、板材としての材料を記載するものが適切だというふうに判断してございましたので、
1:19:52	板材の物性値を使って計算していたというものになります。
1:20:00	はい、発電所の方何か補足あればお願いします。
1:20:08	あ、東北電力、渡部です。
1:20:12	今ほどのご説明に補足させていただきますと、
1:20:16	評価部位で耐震計算、強度計算の評価部位としては、本体のところも含めて、ベンチャーの点も含めて評価しておりました。
1:20:31	評価はしておりましたが、要目表の記載もここに書いてある通り、板材ということで記載をしていたため、実際に使用する管財ということで、使用するという耐震評価結果にはなっていないため、
1:20:44	今回、耐震評価の実際はやり直したという整理になってございます。ただしですね構造も変わっていない、また材料の物性値も変わっていないことから、
1:20:56	計算方法であったり、それに伴う計算結果っていうものは特に変わっているものではないです。
1:21:03	以上です。
1:21:10	登記設備等です。これもおそらく、金曜日のSGTSのところと同じで、何となくこれまでの経緯をもう少し書いていただかないと、何か位置付けがはっきりしないかなという気がしています。
1:21:24	ここの文章だけを見ると、
1:21:27	新規制工認の時点で、管財を使用することとしてたけれども、要目表だけ違ってましたみたいなふうにも読めるんですが、
1:21:39	多分そうではないという説明だと理解していて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:45	新規制前から道州制前はどうかだったので工認時点ではこういうことになっていて、そのあと、今回こう変えますっていうところを、
1:21:57	もう少し書いてもらっていたいんですが、可能でしょうか。
1:22:02	はい。東北電力の峯岸です。
1:22:08	お話いただいた趣旨理解しましたので資料 6、こちらの方ですね、これまでの経緯の方、わかりやすい記載の方に修正、
1:22:18	させていただきます。
1:22:20	以上です。
1:22:22	系とイトウですよろしくお願いします。
1:22:26	そう。
1:22:29	関連といえば関連なんですけど、1枚めくって3ページ目ですね。
1:22:36	3ページ目で、
1:22:40	構造図が載っていますと。
1:22:43	これ丸々マスキングなのでちょっとこれはどこまでいったらいいかなんですけれどもちょっと
1:22:50	構造つ、これはいつ、
1:22:55	作られたというか、いつ何に使われた構造図なんでしょうか。
1:23:02	はい。東北電力の峰岸です。発電所のほう、回答できますか。
1:23:12	はい。東北電力、渡部です。
1:23:15	江藤。こちらの構造図につきましては、
1:23:22	今回のこのそもそもの逆止弁付ファンネルは、新規設備になっておりますので、新規制に向けた再稼働、安全対策工事の中で、保育設備が必要だと、その中で、
1:23:35	発行されてきたいわゆる弊社内の設備図書としての位置付けになってございます。
1:23:42	これが再設計時にですね、工事としての設計時に発行されてまして、この中でもですね、一応考えを使うということを示していたものにはなってございます。
1:23:56	回答以上です。
1:24:03	はい。規制庁伊東です。まずはここで構造図とだけ書かれて、図が載ってる状態なんですけど、これの、これもどういう図なのかっていう説明を出してもらいたいのと、
1:24:20	あとは、この、そうですね逆止弁ファン、逆止弁付ファンネルは新たに追加する設備って、
1:24:33	設備図書D。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:35	管材の材料が書いてあって、
1:24:38	要目表。
1:24:41	は飯田材の材料が書いてある。
1:24:44	ていうのはこの食い違いは何で生じてるんでしたっけ、すみませんちよっとそこを教えてください。
1:24:51	はい。東北電力の江ミネギシです。
1:24:55	こちらの食い違いにつきましては、
1:24:59	先ほど補足させていただいた通りですね。
1:25:04	設計当初から管材を使用するというので、計画はしておったのですが、要目表に落とし込む際にですね、
1:25:16	当該逆止弁は、間ではないということから、
1:25:21	板材の表記にすべきと。
1:25:25	いうふうに当時は判断してしまったということ、
1:25:29	適切と判断していたということ、
1:25:33	板材要目表は板材の記載になっていたと。
1:25:36	ということになってございます。
1:25:41	はい。説明は以上になります。
1:25:46	規制庁井藤ですそれは設備図書で書いてある内容と要目表の、
1:25:53	材料っていうのが違っていてもそれはそれでいいっていう、
1:25:59	ことだったんですか。
1:26:10	はい、東北電力の峯岸です。
1:26:15	こちらにつきましては、
1:26:18	やはり設計図書と要目表の
1:26:23	記載に違いがあるということ、
1:26:26	今回、一連の作業の中でですね、適正化すべきというふうに判断してございます。
1:26:35	はい。ですので、要目表と当初を合わせるべきというふうに現時点では考えてございます。以上です。
1:26:49	衛藤規制庁イトウです。とりあえず、経緯はわかりました。
1:26:54	朝日一旦、女川hr
1:27:00	の方ですかね女川の方が出られて今はまた入られたんですが、音声聞こえてますでしょうか。
1:27:08	はい。稲川ハセガワです。良好に聞こえてます。こちらの声はいかがでしょうか。はいこちら聞こえてます。はい。
1:27:26	ファンネルのところは規制庁側他にありますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:36	はい。
1:27:38	とですね。
1:27:43	一応ちょっと今の時点でこちらから聞こうと思っていたところ、
1:27:47	他にあればお願いします。
1:27:49	原子力規制庁ハタ木山です。ちょっとすいません、飯尾らしてたかもしれないので、
1:27:57	戻らせて欲しいところがあります。
1:28:00	ナンバー2。
1:28:02	の、
1:28:12	44条のところ、10ページ。
1:28:16	これ、湯。
1:28:18	菅選手言ったら申し訳ないんですけども、
1:28:23	Cv。
1:28:25	の福利弁に該当するため審査対象条文となりますと、それに、
1:28:30	適合性を確認するための申請書類として、
1:28:34	基本設計方針と、
1:28:36	設定根拠の説明書を添付しますと。
1:28:41	えっとCVの設計条件の説明書を添付しません。
1:28:46	と読めるんですけども、設定条件の説明書を添付しない理由をお聞かせいただけますか。
1:28:52	これ先週ありましたっけ。
1:28:55	先週やってたんだったらすいません。もう整理されると思いますので、今のコメントは撤回します。
1:29:08	はい。施設。
1:29:09	どうぞ。はい。
1:29:14	議事録していただきます。あと、
1:29:17	20、資料の23。
1:29:22	お願いします。
1:29:31	23の、
1:29:33	7ページからお願いします。
1:29:40	クラス機器の強度計算の基本方針。
1:29:46	に基づいて計算を行いますとありますけど、今回って、まずクラス1の、
1:29:52	共同検査の基本方針で添付されてましたでしょうか。
1:30:01	これは、
1:30:07	基本方針類って多分添付してないのかなと思って。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:12	これはどういう整理でしたでしょうか。
1:30:18	はい東北電力の長谷川です。これ、今回いろいろ受けている事実確認に共通していえることなんですけども、添付書類について、確かに網羅的に、
1:30:31	すべて必要なものを添付している状態には今なってません。その頃はちょっと単独ではなく、この再稼働の設工認、そこの並行ということで、
1:30:44	先ほどのSA側の書類も然りですけども、
1:30:48	確認すべき書類ですね、その
1:30:54	資料の主要なところというか、変更するところ、そこをつけてる状態に今なってますんで、ここは再生に。はい。今日いろいろいただいたご指摘含めて再整理になると考えています。以上です。
1:31:08	はい、原子力規制庁竹山です。基本方針の方は、まず成立再生率の範疇として今後お示しいただくものかと理解しましたので、
1:31:18	その次もちょっと確認をさせていただきたいのが、
1:31:22	これ。
1:31:23	前書きのところで、
1:31:25	基本方針の後に、クラス1とクラス2、
1:31:30	を計算しますと、いうふうな趣旨で前書き書かれてますけども、
1:31:35	今回クラス2 機器の強度検査の基本、
1:31:39	方針とか、クラス2というのは、
1:31:43	申請範囲になりましたっけ。
1:31:54	東北電力の鈴木です。
1:31:58	こちら今回の変更認可申請の範囲はプラスには入ってございませんが、
1:32:04	当初、こちらの共同経産省の方にプラスにも入っておりまして、そちらに今回の追加したE11-F004と、
1:32:15	いうもので追加で添付しておりましたので構成としては9月にもありますので、
1:32:20	記載は、
1:32:22	新規制工認の時のままとしてございました。以上です。
1:32:27	はい、原子炉規制庁竹山です。これも御設定、御社の整理を確認しておきたいかなと思うんですけども、先に申し上げておくと、
1:32:37	へん人という体制ですので、添付書類をどう示すのかっていうのは、いろんな考え方があるかと思っています。例えば、
1:32:46	選任元の申請書類に対して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:52	へん人元のその構成を、
1:32:56	その関係ないところもすべて維持した上で、
1:32:59	追加をさせるような、
1:33:01	構成をする場合もあれば、
1:33:06	もうへん人で変に前に出していた添付書類というのは、1回切り離して、 今回の書類として、
1:33:13	今回の申請範囲だけ示すっていうパターンもあれば、これ他社でどっち の事例もあります。
1:33:21	で、
1:33:23	どっちの事例を認めてます。
1:33:26	で、御社はどっちの整理するのかなっていうところをお伺いしたかったと ころです。で、
1:33:33	申請者の一部においては、
1:33:36	過去に出している例えば、
1:33:41	例えばですけども、健全性の説明書やったら、その健全性説明書の 全部を、
1:33:47	添付して、一部だけ直すっていうふうな構成ではなくて、別の、
1:33:52	説明書として今回出されてると思うんですけど、ここの申請、説明書に おいては、
1:33:58	そうではなくて、
1:33:59	この資料単位で全部直しにかかってるっていう形で、
1:34:03	ちょっと、
1:34:04	ここも整理としてはどちらに寄せるつもりなのかなというのがあったの で、これだけ見ると、
1:34:11	他の面も全部申請対象としているのかなとも読めたので、
1:34:18	どういう整理なのかっていうところで、
1:34:21	示していただければなと思います。
1:34:25	加えて、
1:34:26	ここの、
1:34:28	とりあえずそれはそれで良いとして検討していただければと思うんです けども、8ページのところで、評価条件の整理表というところで、
1:34:36	機器名が、
1:34:38	それぞれ書かれていますと、で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:40	今回、取りかえる面は一番上の弁だと思います。これが今既設か新設かという既設になってると思うんですけども、この既設か新設かの整理で、どのようにされているのでしょうか。
1:35:00	東北電力の長谷川です。
1:35:04	大丈夫ですかね。ゴトウ。
1:35:06	切れてないでしょうか。
1:35:08	はい聞こえております。
1:35:10	はい。
1:35:11	すいません。1点目のご質問のところですけども、我々現在考えて、今回のへん人の申請者としてパッケージ化しているのは、
1:35:21	前者、要は、個別の工事の認可申請であれば、それぞれ0からの申請添付書類となりますけども、
1:35:32	新規性基準の開発の変更の手続きということで、
1:35:38	すでに認可を受けた書類、そこをアップデートした形の文書として構成しています。はい。
1:35:47	2点目ですけども、そういう意味で、この既設と新設のところは、新規性基準総合時点でも、
1:35:58	もうすでにもう既設の設備であるのか、それとも新規制を受けて、新設をする設備なのか、そういう切り分けで書いてございます。以上です。
1:36:10	原子力規制庁ハッタ。
1:36:13	はい大丈夫ですか。はい。じゃう。私でした。新沼です。今の発電所がですね、今回だから、RHRの弁体を取りかえるんだから、そういう意味を含めて、これは既設なのか新設なのか。
1:36:24	その考え方はどうかという趣旨の質問だと思ってましたけども、
1:36:30	そうですね。加えて、もう一つ前の回答も申し上げますと、
1:36:36	アップデートさせるっていうことであれば、健全性の説明書でいうと、既認可の通りってならなくて金が全部つけることになっちゃうんですね。
1:36:45	そうじゃないんですね今回。
1:36:49	既認可のやつは近隣の説明書として完結をさせていて、差し替えるような形じゃなくて、今回出したものに対して、
1:36:56	キリン化と同じですって読み込みをさせる形なんですよ。
1:37:01	ですよ。
1:37:02	その書かれているところは、既認可全部を読み込むんじゃなくて既認可のうち該当するものだけ読み込むんですよ。
1:37:11	全社って言われると、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:14	やはりそういうふう整理した件で思うので、
1:37:17	その整理をもう一度つけていただければなと思います。で、
1:37:21	その上で、結局、親切なんですけど既設なんですけど、がよくわからなかった。はい。
1:37:26	いうところで、
1:37:34	東北電力の長谷川です。はい。今のご発言、理解しました。再度、ちょっと全体、
1:37:42	の書類に関して、再度、
1:37:46	確認の上、回答させていただきます。以上です。
1:37:53	新後、もう一旦、東北電力豊嶋です。もう1点新設か既設かの点については、
1:38:01	あくまでも今回、新設というのはあくまでも今回の再稼働工認等で新たに、
1:38:07	設置するものを新設しておりますので、今回のようなあるhrのような一部部品の交換というものは、
1:38:16	従来からあった弁ということで既設というふうに表現しております。以上です。
1:38:21	原子力規制庁ハタケ八尾です。これは全体だけ取りかえるからというのが一義的な理由ですか。
1:38:29	ちなみにその考え方っていうのは、キリンからの新規制のときの、
1:38:34	ときに何か整理されていたりしますか。
1:38:38	どこかで説明されていたらその説明をちょっと読もうと思いますけども、特段されていない。
1:38:44	野辺。あれは、その考え方を資料としてまとめていただけますか。
1:38:52	で、これはおそらく配管も同じ考えなのですかね。何を聞きたいのかっていうと、
1:39:01	配管能ところも、系統としては一体として確認をしているものの、
1:39:09	その部位ごと部位ごとにおいて一体として確認できる部分について、
1:39:14	では、
1:39:15	すべて既設扱い。
1:39:17	なんですかね。ちょっとそこが、
1:39:20	よくわからなかったんですね。で、
1:39:23	既設か新設かにちょっとこだわって聞いているのは、じゃあこれが告示501、或いは設計建設規格で見なければいけないのかっていうところが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:36	いまいちよくわからなかった部分があって、
1:39:40	新基準の時の蔵数は機器の強度計算の基本方針というページが、新基準のときについてたんですけども、ちょっとそこを読ましてもらおうと。
1:39:52	原子炉冷却材圧力バウンダリの拡大範囲は、告示 501 または設計建設規格であることから、
1:40:01	いずれか安全側の規格による評価を実施するが、時に委員会において評価がある場合は、既認可、
1:40:09	評価結果の確認による評価を実施しますと。
1:40:14	その次が、
1:40:15	確認したかったのは、
1:40:17	適用規格が設計建設規格の場合は、設計建設規格による評価を実施するが、民間における評価結果があることから、
1:40:27	評価結果の確認による評価を実施するという文言もあって、
1:40:32	施設時において適用規格が、
1:40:35	安めの場合はじゃ住めしか適用しませんともうここに読めたんですね。で、
1:40:42	以前聞いたときには、新設させたとしても、
1:40:49	福島マルチと、じゃ住めどちらか安全側を取りますって言っていたように、以前の、
1:40:57	質問のときに聞こえたんですけども、
1:40:59	ここの記載はそういう趣旨だったのかちょっと確認をしたくて、
1:41:03	今の評価はそれに沿っているのかどうかも含めてですね。
1:41:08	この評価が、今ちょっと設計建設規格の過酷ジノがよくわかってなくてですね、
1:41:14	読み方もよくわかってないっていう困ってですね、そこを、
1:41:19	ご教示いただければと思ってます。
1:41:43	答弁ニイヌマアライ衛藤東北電力の長谷川です。
1:41:48	今の話、了解しました。
1:41:51	前回のヒアリングでご説明したのは、その既設か親戚つか、それにも関連するんですけども、その設備が施設された当時の適用した、
1:42:06	基準、それに基づいたJAS面、もしくは 6501 号、その適用しています。で、一つの機器についてそれが混在する場合は、
1:42:18	安全側にこのようにやりますというのを、
1:42:22	補足説明資料で説明してますので、今回この

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:28	今ほど議論してた、残留熱除去系の主要面、ここについては、設計建設規格または要は、
1:42:37	既設なんですけども、実際今回、構造部材である弁体を取りかえますので、両方の規格が混在するものになるので、そこについては、両方、
1:42:49	安全側に両方で評価しているということになります。ちょっとそこら辺が、次、回答。
1:42:58	すればいいかなと思ってます。はい。以上です。はい、原子炉規制庁滝山です。承知いたしました。で、ちなみに補足説明資料で回答しているということだと思うんですけどもこれは新規制の時ですかね。
1:43:11	新規制のときにもうすでに回答しているということで、
1:43:15	受けとめましたけども、
1:43:16	資料ってどこにあるかわかりますかちょっと私が見つけれなくて、
1:43:21	ページとかが、今わかるのであれば発話いただけると。
1:43:27	この後見れるのかなと思って、
1:43:30	はい。東北電力の長谷川です。新規制の時に、認可する直前とか時点で、新規制基準適合性に必要な設工認の申請、その補足説明資料一式提出してございます。
1:43:48	で、補足くう資料の番号だけまずちょっと言わせていただきますと補足一。
1:43:55	700一。
1:43:57	1、
1:44:01	江藤強度に関する説明書における適用規格の整理というような書類がございませう。そちらに基本的な考え方を示してございませう。以上です。
1:44:19	はい、原子力規制庁竹山です補足の約一1ですね。
1:44:25	旧規格の整理として、ここにまとめられているということで理解はいたしました。
1:44:33	ちょっとここを、
1:44:35	確認ということで、まず受けとめましたので、それ以上は、特段、この場ではコメントはないです。以上です。
1:44:50	はい、セイトウです他よろしいですか。規制庁側。
1:44:56	いいですか。
1:44:57	はい。
1:44:58	それではヒアリングとしては以上としたいと思いますけれども、振り返りということで、今日の内容を簡単に言ってもらってもいいでしょうか。
1:45:15	はい。東北電力の岡野です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:18	ではですねまず、
1:45:20	資料 2 関連ですね。
1:45:22	条文整理のところ、
1:45:26	十条 15 条例んですけれども、
1:45:29	衛藤再度整理して、回答するよというこでこれは他の工事案件についても同様というこで対応いたします。
1:45:39	続きまして、
1:45:47	関連しますが 38 条、中央制御室の機能の件ですね、こちらについても、第 2 項についての説明があるが、
1:45:58	ここについて整理して回答するよというこでご指摘いただいております。
1:46:04	続いて資料 3、
1:46:06	クリーンナップ関係ですね。
1:46:11	こちらは色分けで記載している点、わかりにくい、或いは、
1:46:17	少し説明とそごがあるのでそこを整理して判例をつけて
1:46:22	改めてご説明すると。
1:46:27	判例につきましては他の資料含めて、必要なところはつけると。
1:46:31	いうこで、ご指摘いただいております。
1:46:42	はい。あと資料 3 関連ですが、
1:46:44	復水給水系の系統図をつけておりませんけれども、こちらについて、この図面の要否確認して、必要な図面をつけるというこで、対応いたします。
1:47:05	はい。資料 3、関連、
1:47:09	具体的には 7 ページについてですね、図との整合紐づきが確認できるようにと。
1:47:15	いうこで、ご指摘いただいておりますので、図との関連がわかるように整理いたします。
1:47:31	あとですね、衛藤資料 3 関連と申請処理手続き対象部位がわかりにくいと。
1:47:37	太線で下細い点線、こちらについて、
1:47:41	判例か或いは補足説明等で、
1:47:46	ルートであればそれを確認してご説明するというこで対応いたします。
1:47:58	クリーンナップ間で 19 条、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:02	配管中東條構造物がないとしているが石鹼図面とで確認しているということだが、
1:48:10	申請書類で明確に判断できるかという点で、再度確認するようという ことでご指摘いただいております。
1:48:20	続いて資料 4 関連ですね。
1:48:26	こちらは、
1:48:28	例えば設計根拠説明書に関して、
1:48:32	基本設計方針に関する記載があるが、
1:48:35	影響を与えたように見えるがそそうでないのならば、記載の見直しをす るようというこで、
1:48:42	理由欄の記載の見直しについてご指摘いただいております。
1:48:51	あと、補足説明資料の、資料 4-1 ページ、要目表の変更の概要につ いて、
1:48:58	今回新たに実改造するようにも読めるが説明はそうではなかったと。
1:49:04	いうことでそこがわかるように、記載の表現を見直すようというこで、
1:49:09	対応いたします。
1:49:15	あと、強度に関する説明書関連ですね、江藤丸になっている理由につ いて、
1:49:22	衛藤。
1:49:24	場所となる理由についてわかるように記載するよう、
1:49:27	いうことで理由欄の記載の充実化をしたいと思います。
1:49:36	続いて資料 5 についてこちらと同じように、5 ページ要目
1:49:42	表目標の変更の概要に関して、今回新たに追加するわけではない。
1:49:47	のであればそのように適切な記載ぶりに直す。
1:49:50	いうことでご指摘いただいております。
1:49:54	続いてJIS規格外T継ぎ手のを、既設配管等の溶接に関して、周りの配 管等の溶接に関して、突合せ溶接であること。
1:50:06	また溶接に関する配慮事項があれば、記載するということに対応いたし ます。
1:50:16	63 ページね。衛藤。
1:50:21	添付図面に漏れがないのか、適切に申請範囲が網羅されているか。
1:50:26	について、確認するようというこでご指摘いただいております。こちらに ついては他の工事案件含めてですね、
1:50:33	必要な添付書類、図面類が漏れていないかの確認をするようにと。
1:50:37	いうご指摘と受けとめております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:46	続いて 66 ページの表に記載のエルボのところですね。
1:50:54	こちら図面上でいうとどこのエルボが、
1:50:57	該当するのか。
1:50:59	薄肉。
1:51:01	エルボについて記載をナカ削除してますがどの、
1:51:04	どの部分なのかわかるようにということで、後で改造としてましたがこちら別途、
1:51:10	確認して回答したいと思い、
1:51:17	資料 6 関連、
1:51:19	ファンネルですけれども、
1:51:21	こちら経緯がわかるように、資料の方経緯のところを具体的に書くようにということで対応いたします。
1:51:32	あと 3 ページに構造図がありますけれども、こちらどの断面の図かわからないので、どういうふうなのか、説明を記載するというので対応いたします。
1:51:49	あと資料 23、RHRの強度計算書関係。
1:51:54	これを例に、基本方針について、
1:51:57	再度整理するようにということで、
1:52:01	添付資料の整理に含まれますが基本方針についての再整理について対応いたします。
1:52:11	あと資料構成に関して今回アップデートとして出しているということだが一部、そうじゃないところが見受けられるので資料全体の整理を改めて実施するようにということで対応いたします。
1:52:29	あと新設か既設かというところですね。
1:52:34	衛藤。
1:52:36	新規制のときに、整理していると。
1:52:40	いうならそこを示すと、市内な資料としてまとめて提出するというので対応いたします。
1:52:50	はい。衛藤。
1:52:52	雑駁ですが、以上、コメント等考えてますが追加あればすみません、お願いします。
1:53:00	はい規制庁内藤です。
1:53:02	項目としてはそろってたかなと思いますけど何か漏れありますか。
1:53:14	議事録ちゃったCAMS特段は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:17	私も聞いてて、生まれてるなんていうのは思いつかなかったので、適宜資料作成いただければと思います。
1:53:24	最後の
1:53:27	施設等が親切なのかは、何かすでにご回答はいただいていたと思ってその内容で確認できるということだったと思います。
1:53:36	そういうことでも確認しますけども、御社において市を反映するとすれば、既認可において、補足説明資料の2のデザイン、700の1ですか。
1:53:49	について説明している内容と同じように整理している。一部付け加えるだけで十分だと思います。
1:53:58	なお、その中に入らなければならぬ考えがあれば、こっから確認するの でなければ、改めて書いていただくということだったり、その中で言葉 が足りてないんであれば、
1:54:10	付け加えていただければと思います。お互い確認するというので、はい、 お願いします。
1:54:15	はい。東北電力だから。はい、承知いたしますと。
1:54:22	背景とイトウです。それでは、
1:54:27	ちょっと今後のスケジュールワー
1:54:35	畠山さんどうぞ。はい。
1:54:38	原子炉規制庁畠山です。ちょっと強い、今後資料は提出されると思うん ですけども、資料構成をちょっと見直していただきたくて、
1:54:47	今、資料1-1で提出されて、
1:54:53	いろいろその資料の順番ですけれども、
1:54:58	最初の部分は川名伊井と思いつつ、30番以降、新たに資料がどんどん 追加になっていくものが後ろに追加される形になっててですね。
1:55:11	ちょっと今、どこに何がされてるのか、何か非常にわかりづらくて、
1:55:15	なーん、資料ナンバーを、
1:55:18	並べ替えられるのであれば、次回から並べ替えをお願いしたいんです けれども。
1:55:24	可能ですか。
1:55:28	おそらくもとの番号を下図に行くというコンセプトでやると、こうなっ てると思うんですけど、ちょっと難しいんですね毎回すべてを出し直して るわけではないってところがあって、
1:55:43	ただちょっとどっかのタイミングで一色。
1:55:48	出してもラーン。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:50	フーッとそれはそのタイミングでっていう気はしてるんですよ。ちょっと順番がその申請順番になるような感じで。
1:56:02	何とかならないかなと思っていて、
1:56:08	はい、東北電力の田野です。では次回からですね、新ナンバーみたいな形で、新たに、
1:56:17	今時点新たに出すもの含めて、衛藤申請書類の順番になるような形で、
1:56:24	一度整理して、
1:56:26	9 番後どっかに書いといた方がいいかもしれませんが、ちょっとうまく表現して、出し直したいというようにしたいと思います。以上です。
1:56:39	マイクセトイトウです。それじゃあ
1:56:43	一応これでヒアリングは終了としたいと思います。東北電力側は何かありますか。
1:56:51	どうしよう。
1:56:54	発電所は大丈夫ですか。
1:57:03	なさそうです。はい。東北電力、東北電力女川からハセガワですけども、
1:57:09	1 点よろしいでしょうか。はいどうぞ。
1:57:14	はい。
1:57:14	すいません次回、ちゃんと
1:57:18	ご質問の趣旨を理解した上で、しっかり答えたいのでちょっと再度確認だけさせていただきたいんですけども。
1:57:25	今日出た、38 条、
1:57:27	原子炉制御室、要は、
1:57:32	中央制御室の機能に関する条文に対する、残留熱除去系の使用面、そこについての影響の有無のところなんですけども、
1:57:42	確かに、一次冷却材の隔離弁の開閉の監視であったり、そういうものをここ 38 条で、受けてることと認識はしてるんですけども、
1:57:53	そういう兄弟の部分であれば、例えば、前からお話してた、自然現象とか火災ですね、あと、この辺は、エンドウ弁になりますので、例えば 45 条の、
1:58:07	保安電源、そこら辺も同じような関連になってきてですね、要はそういう、網羅的のさらにその
1:58:17	関連する部分のところまでの整理が必要ではないかというご趣旨の、
1:58:25	何ですかね、確認事項かどうかというところを確認したくてですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:29	すみません、よろしくお願いします。
1:58:58	はい。服部少々お待ちください。
1:59:30	原子力規制庁ハタケヤマです。ちょっとまず 45 条の頭は私自身がなかったの、
1:59:35	見てもなかったの、何もコメントはできない状況です。
1:59:41	必要な部位であれば、確認をしなければいけないと思っています。
1:59:47	それは今後の技術確認の中で進めていきたいと思っています。で、
1:59:52	あくまで 38 条として確認をしようと思った発端から申し上げれば、
2:00:00	御社の補足説明資料として、まとめ資料として、新基準の時に出していた補足 200 の 2、
2:00:12	十四条 15 条、38 条に対する健全性の絵の整理表があったかと思えます。そこに対して、操作の確実性造作の容易性というものは、
2:00:24	含まれるか含まれないの、かかっていうところでおうかがいをしたというところがそもそもの発端ですね。
2:00:31	この弁自身については、新基準の時には取りかえるとか、新たに申請させるっていう設備ではなかったの、何もついていない状況だったと思うんですけども、
2:00:44	この設備や隔離弁というのは、
2:00:47	どういう扱いだったんだろうというところから、
2:00:50	発端だったので、
2:00:53	そんなに正直、今、深く、
2:00:56	こうであるべきとまでいえるほど確認は僕は進んでないです。
2:01:02	加えて、ちょっとおっしゃってたと思うんですけども笠田のいわゆる 14 条 2 項の周辺影響とか、
2:01:10	果樹果汁かな。
2:01:12	周辺営業のお話をされていたということですか。ちょっとそこが、
2:01:17	火災の話をおっしゃってよくわかってなかったです。
2:01:23	あ、すみませんちょっと今の前半の部分は聞こえて。はい、拝承しました。ご質問、確認したい事項の、
2:01:34	主要なところが把握できましたんでありがとうございます。ちょっと後半の部分聞こえなかったんですけども、
2:01:41	すみません。はい。
2:01:44	原子炉規制庁滝山です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:47	おっしゃっていたふう火災とかをおっしゃったように聞こえたんですけども、火災の趣旨がちょっとよくわかってなくて、おっしゃったその十条2項の、
2:01:57	周辺影響、環境条件の内数として周辺影響、周辺機器か周辺期からの悪影響の話として、
2:02:05	火災が含まれるってことを話していたのか、それともまた別の話。
2:02:10	をしていたのか。
2:02:12	どういう趣旨で話されていたでしょうか。
2:02:16	はい。東北電力の長谷川です。はい。
2:02:22	具体的に言いますと、残留熱除去系の主要弁に、
2:02:27	で話しますと、10、現状は直ってるんですけども、今回お出した補足説明資料で、適用条文、あと今回の審査条文の考え方においては、
2:02:39	その部分については網羅的に、
2:02:42	守られる側の設備として参画ということで、ただ、添付書類等はこれで不要今回審査し、
2:02:52	主な審査項目とはならないということで整理したんですけども、さらにそこから広がる。
2:02:59	ただですね、網羅した形になるのかなというところのご質問でした。なので38条とか45条との話と、火災、自然現象のところはちょっとフェーズというか、段階が違うということで、
2:03:12	ご理解いただければと思います。以上です。
2:03:16	はい。白木政調ハタケヤマです。お話は承知しました。
2:03:23	火災と溢水とかの条文を、御社山岳にされてると思いますけども、
2:03:28	つまるところ趣旨としては、要目表の方で火災であれば、不燃材であることがわかるとか、
2:03:37	設置位置とか、火災区画変えてるわけでもない。系統分離も、この
2:03:45	取りかえによって影響を及ぼすものでないってことが1、図面とかでわかるとか、溢水においても、場所変わってるわけじゃないんで、設備のところ溢水水量が変わるわけではないので評価も変わるわけがない。
2:03:58	ていうふうなところで、三角自明でしょってということで三角っていうことをお示しいただいたのかなと思っています。
2:04:05	その整理であれば、
2:04:11	いいかなと思っているのがまず所感です。ちょっと、その上で何か確認すべき点があって、この点、確認。
2:04:20	自明とはいえ、言い切れないって部分があれば、そこは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:23	書類としてつけてもらって、審査をするという形かなと思います。
2:04:30	はい。東北電力の長谷山です。了解しました。まずは、現状の条文整理のままでいいとは、今考えていますが、
2:04:40	先ほどの 14 条 15 条、それと 38 条、その整理ですね、そこを踏まえて、次回ご説明するようにと。はい。検討しておきます。以上です。
2:04:57	はい、セイトウです他にありますか。よろしいですか。
2:05:04	はい。
2:05:04	それでは本日のヒアリングは以上としたいと思います。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。